

東側の除去計画基本方針に係る委員意見への対応について

1 意見等の主な内容

前部会や部会終了後に寄せられた意見等の主な内容は次のとおりであり、東側の考え方を「2」で説明する。

- (1) 今すぐしなければ問題と時間をかけて対応していく問題とに分類する必要がある。
- (2) 汚染土壌の掘削については、掘削による地下水流れ場の攪乱と汚染の拡散に十分留意する必要がある。
- (3) 高濃度汚染状態における汚染物質の掘削は、土壌ガス吸引等による高濃度汚染の改善あるいは鋼矢板等の汚染拡散防止を図るなどの応急対策を講じた上で掘削するのが基本である。
- (4) 地下水流れの数値解析は、あくまでも地下水流れや拡散の参考資料として用いるのが基本である。

2 「1」に対する東側の考え方

(1)について

短期的には、応急対策としてキャッピングを計画している。また、状況に応じ、鋼矢板による汚染拡散防止策も検討する。

長期的には、廃棄物等の除去を行い、除去の事業中及び事後においてもモニタリングにより汚染状況を監視する。

(2)、(3)について

除去のための掘削は、各投棄エリア内の浸出水が集水されやすいよう各エリアの廃棄物最深部を掘削底面とし、中央部から周縁部に向けて進めていくこととしている。

また、これまでの調査により、原地盤は地下水賦存量が少なく、比較的水を通しにくい粘性土等での構成が確認されていること等から、汚染拡散の可能性は小さいと考えている。

なお、これまでにいただいた意見等を踏まえ、除去作業を進めていく中で、汚染拡散防止対策が必要と判断される、特に沢地形等の急傾斜でかつ水が集まるエリアを対象に、汚染拡散防止措置を講ずることを検討する。

(4)について

数値解析（シミュレーション）については、汚染拡散防止等を図る参考資料として用いることとしている。

東側（岩手県）の「除去計画」について

1 除去方針について

本県（東側エリア）では、原因者に対し不法投棄した全ての廃棄物及びこれらによる汚染土壌の除去について措置命令の措置を講じている。

したがって、本県は、本命令の履行に対応する必要がある。

今後、決定される環境再生の最終形態を踏まえ、本県はこの実現のために利用可能なもの以外の全てを有害廃棄物と考える。

なお、前記命令の履行完了の判定は、現場の土壌・地下水の環境基準により判定する。

有害廃棄物のうち、汚泥に係る特別管理産業廃棄物の判定基準を超過する廃棄物（特管相当廃棄物）は、優先撤去する。

特管相当廃棄物以外の有害廃棄物は、環境再生に利用可能なものを除き、撤去する。

廃棄物により汚染された土壌は撤去または浄化する。

撤去（浄化）完了についての判定基準は土壌環境基準とする。

廃棄物の除去は、15年度から22年度までの概ね8年間で終了する。

廃棄物の推定総量とその内訳

廃棄物区分	推定廃棄物量（万m ³ ）			
	廃棄物	優先撤去廃棄物	汚染を撤去又は浄化すべき廃棄物	
			埋立分	地上堆積分
合計	15	2.7	9.5	2.8

廃棄物の推定量は、今後の調査結果により変更もあり得る。

廃棄物により汚染された土壌の量は未確定で、上記の表には含まれていない。

環境再生に利用可能なものの種類・量は、今後の調査、住民等との協議を踏まえ決定する。

2 汚染拡散防止対策について

(1) 工事工程計画

15年度に廃棄物投棄エリアを表面遮水（キャッピング）する。
同時に、簡易な浸出水処理施設を整備する。
これと並行し必要に応じて、鋼矢板等を設置する。

(2) 汚染拡散防止対策（応急対策）

新たな汚染水の発生を可能な限り抑制するとともに、現状の地下水位を低下させるなど、地下水による汚染拡散防止を図るため、廃棄物投棄エリア全域をシートでキャッピングする。

キャッピング面積は、概算で最大10%程度を想定しており、今後、実施設計を踏まえ詳細を決定する。

(3) 浸出水処理施設

廃棄物投棄エリアの全面キャッピング、キャッピングの部分開放による廃棄物掘削、廃棄物撤去後の再キャッピングにより、廃棄物の浸透水の発生を極力抑制する。

浸出水処理施設は凝集沈殿処理等簡易な処理にとどめ、処理後の汚泥は廃棄物として撤去し、汚泥以外の排水等は既存の処理施設に運搬し、適正に処理する。

したがって、原則として水処理後の排水は場外に放流しない。

キャッピングにより集排水された雨水調整池の水質が環境基準を超過した場合等不測の事態に柔軟に対応する。

(4) 鋼矢板等の設置

基本的には汚染拡散防止対策の必要性は小さいと考えるが、汚染状況や地形から汚染拡散が生じるおそれがある場合には、必要に応じ鋼矢板等により、汚染拡散防止を図る。

なお、廃棄物の除去後（廃棄物による土壌汚染除去後）、当該鋼矢板等は撤去する。

3 除去（撤去又は浄化）計画について

(1) 撤去計画

有害廃棄物のうち、特管相当廃棄物は優先撤去し、撤去開始後概ね3年程度（平成15年度～17年度）で全量を撤去する。

特管相当廃棄物以外の有害廃棄物は、特管相当廃棄物撤去後（またはこれに並行して）、環境再生に利用できるものを除き、概ね5年程度（平成18年度～22年度）で撤去する。

廃棄物により汚染された土壌は撤去または浄化する。

(2) 浄化計画

現地での最適な浄化方法と撤去との費用対効果等を勘案し、撤去又は浄化の検討を行う。

廃棄物撤去後に重金属汚染が確認された場合には、上記により対応方法を検討する。

特管相当廃棄物（土壌汚染対策防止法に基づく第二溶出基準）を超過して検出された揮発性有機化合物による汚染領域（VOC高濃度汚染領域）のうち、VOCのみに汚染された土壌については、キャッピング終了後に原位置での最適な浄化方法により高濃度汚染を改善したうえで、撤去又は浄化の検討を行う。

VOC高濃度汚染領域のうち、VOC以外に燃え殻、汚泥等の廃棄物が存在する場合には、当該廃棄物は撤去する。

VOC高濃度汚染領域には、地下水位分布や地下水流れの数値解析結果などを参考に、適切な位置にモニタリング井戸を設置し、汚染拡散の把握を行う。

4 目標とする最終形態

(1) 廃棄物等の除去後の形態は凹地となっているため、覆土により周辺状況と調和した地形に回復させる。下層部の覆土は、粘性土を用い、入念に転圧する。

(2) その際、県境を頂点とし、東側（岩手県側）が暫時低くなるよう地表面を整形するとともに、粘性土層についても同様な整形を行い、降水による浸透水が県境を越えて西側に流下する量をできるだけ低減させる。

(3) 環境再生の形態については、今後住民等と協議しながら決定する。